

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正な経営システムを構築し、維持していくことが重要な経営課題であると考えております。この認識のもと、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するための体制強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-1】

多数の反対票が投じられた原因の分析につきましては、今後の課題と認識しております。また、多数の反対票が投じられた場合の株主との対話の可否についても、今後検討してまいります。

【補充原則1-2】

当社は、インターネットによる議決権行使制度を導入しておりますが、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が低いため、コスト等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりません。今後、株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則1-2】

当社は、株主総会における議決権は、基準日現在で株主名簿に記載されている株主が有するものとし、信託銀行等の名義にて株式を保有される実質株主が株主総会に出席することを認めておりません。今後、実質株主の議決権行使要望の状況や信託銀行等の動向を注視しつつ、必要に応じて信託銀行等と協議・検討してまいります。

【補充原則3-1】

当社の株主における海外投資家の比率が低いため、英語での情報開示は行っておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1】

当社は小規模であることから、最高経営責任者については、会社経営者としての知識・経験を有し判断力に優れた人材をグループ内より選任しております。当社は2017年4月から「第2の創業期」として業績の回復、新事業の成長に注力しており、組織体制の強化に取り組んでいるところであり、後継者候補の育成につきましては、今後の重要課題と認識しております。

【補充原則4-2】

当社は、サステナビリティに関する方針は策定しておりませんが、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示することは今後の重要な課題と認識しております。また、人的資本や知的財産への投資等についても、今後新たな経営計画を策定する際に、当該情報について積極的に開示を行い、その実効性は取締役会で監督を行ってまいります。

【補充原則4-8】

当社は、筆頭独立社外取締役の指名は行っておりませんが、独立社外取締役と経営陣との連絡・調整や、独立社外取締役と監査等委員会との連携は十分にできていると判断しております。

【原則4-11】

当社では、現在の取締役会構成は全員男性かつ日本人となっておりますが、今後もその役割・責務を実効的に果たすため、ジェンダーや国際性の面を含めて当社の状況に見合った最適な人物の選任を検討し、求められる機能の向上、充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1)保有に係る方針

政策保有株式は、保有に伴うリスクが有益性に見合っているか等を具体的に精査して、取引関係の維持・強化等の目的で、必要最小限の株式を保有します。保有意義が乏しいと判断される銘柄は市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を検討することを基本的な方針としています。また、政策保有株主から当社株式売却の申し出があった場合には、取引縮減の対応等、売却を妨げるような対応はしない方針です。

(2)政策保有株式の合理性の検証

政策保有株式について、取得目的の達成状況や個別の投資先ごとに関連する収益や受取配当金のリターン等を定期的に確認し、その結果を定期的に取締役会に報告しています。また、政策保有株主との取引に際しては、政策保有株主である企業の将来の見通しや、当社の利益に資するか否かについて定期的に検証を行います。なお、2021年10月末における政策保有株式として保有する上場株式は3銘柄あり、取締役会における検証および相手先企業との対話を行った結果、2銘柄について保有意義が認められると判断いたしました。また、1銘柄については、売却を行う経済的合理性が高いと判断し、縮減を進めていくことを決定いたしました。

(3)議決権行使の方針

原則として全ての議案に対して議決権を行使します。議決権行使に際しては、投資先企業の成長、あるいは当社の利益に資するかどうか等を総合的に勘案して判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会で審議・決議を要することとしております。また、該当する特別の利害関係を有する取締役はその決議に参加できないこと、並びにその取締役は定足数及び決議数の算定にあたり、取締役の数に算入しない旨を取締役会規程に定めております。

【補充原則2-4】

当社は小規模であり、母集団としては限られることから、女性・外国人・中途採用者の管理職登用に関する定性的・定量的な目標値は策定しておりません。また、当社では、性別、国籍、採用経路等に囚われず、能力、業務実績等を総合的に評価し、適性の認められるものを管理職に登用することを基本方針としておりますが、2021年10月末日現在においては、女性、外国人の管理職はおりません。多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針の策定については今後の重要課題と認識しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を導入しておらず、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する場面はありませんが、従業員の資産形成のため、中小企業退職金共済制度を導入しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営ビジョン・中期経営計画等は、当社ホームページ及び決算資料等で開示しております。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書で開示しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により定められる報酬総額の限度内で、業績・経営内容等を勘案し、取締役会決議に基づき、代表取締役が決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選解任に係る方針・手続について役員規程で定めております。取締役候補者の選定にあたっては、人格・見識・経験・能力等を総合的に勘案して、取締役会及び監査等委員会の決議により選定しております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3-1】

当社は、サステナビリティに関する方針は策定しておりませんが、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示することは今後の重要な課題と認識しております。また、人的資本や知的財産への投資等についても、今後新たな経営計画を策定する際に、当該情報について積極的に開示を行い、その実効性は取締役会で監督を行ってまいります。

【補充原則4-1】

当社では、各事業部門における業務執行の機動性と専門性を確保するために、法令・定款及び取締役会規程をはじめとする各規程にて定められた基準に則り、取締役会による専決事項とされている以外の業務執行決定を、取締役会以下の会議体及び各職位へ委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準に準拠していることに加え、経験と識見から当社の論理に捉われない客観的視点を持って率直な意見を述べるることができる人物を選定しており、取締役会においては、独立社外取締役が忌憚ない意見を述べるように配慮しております。

【補充原則4-10】

当社は、独立社外取締役を3名選任しております。各独立社外取締役は、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っておりますが、独立社外取締役が取締役会の過半数には達していません。今後、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

【補充原則4-11】

当社は、当社企業価値向上の実現に求められるスキル(豊富な経験、高い見識、専門性)を備えた人材を取締役及び監査等委員である取締役として配置しております。また、独立社外取締役は、他社での経営経験を有する者を含んでおります。

なお、いわゆるスキル・マトリックス等の取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて次回取締役改選時から開示する予定であります。

【補充原則4-11】

当社の取締役の他社での兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名のうち4名が、当社以外の他の上場会社の取締役を兼任しており、監査等委員である取締役3名のうち2名が、当社以外の他の上場会社の取締役または監査役を兼任しておりますが、兼任にあたっては合理的な範囲内で行っており、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすことができる体制を構築しております。

【補充原則4-11】

当社取締役会は、取締役会の役割・機能を更に向上させることを目的に、2021年度の実効性について評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりであります。

【評価方法】

まず、全ての取締役及び全ての監査等委員である取締役(計8名)を対象として、以下の評価項目ごとにアンケートを実施いたしました。その集計結果を踏まえて、2021年11月に開催された取締役会において実効性の分析・評価を行いました。

取締役会実効性評価アンケートの評価項目(全34項目)

1. 取締役会の構成(6項目)
2. 取締役会の運営(11項目)
3. 取締役会の議題(10項目)
4. 取締役会を支える体制(7項目)

(結果の概要)

当社取締役会は、アンケートの集計結果を分析・審議し、2021年度において当社の取締役会の実効性が概ね確保できていると判断いたしました。一方で、今後改善すべき課題として主に以下の点が挙げられました。

- ・取締役会構成員の多様性の確保
- ・社外取締役の就任期間・兼任状況の見直し
- ・代表取締役の後継者計画に関する議論・監督
- ・経営陣の報酬の決定方針・基準に関する議論
- ・取締役・監査等委員に対する十分なトレーニングの実施

(今後の取り組み)

当社は、企業価値を継続的に向上させていくために、取締役会の機能向上が不可欠であると考えております。上記の評価結果に基づき、引き続き取締役会機能の向上に取り組んでまいります。

[補充原則4-14]

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質・知識等を踏まえ、必要に応じ、各取締役が個別に必要なトレーニングの機会の設定及び費用の支援を行う方針であります。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、代表取締役によるインターネット上での事業方針説明会・決算説明会等を実施している他、株主や投資家との個別面談の場を設ける等、株主との建設的な対話を促進するためのIR体制を整備しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
上田八木短資株式会社	209,400	2.62
吉田 昌勇	179,400	2.24
楽天証券株式会社	123,000	1.54
MLI STOCK LOAN	95,300	1.19
SMBC日興証券株式会社	94,300	1.18
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	77,500	0.97
森澤 武士	70,000	0.87
元重 雄太	66,000	0.82
谷 政信	60,000	0.75
大谷 真登	53,000	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

当社は自己株式28,337株(2021年10月末日時点)を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	10月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岩野 裕一	他の会社の出身者													
望月 真克	他の会社の出身者													
小川 英寿	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩野 裕一				経営の客観性の保持とコーポレート・ガバナンス充実のため選任しております。 (独立役員に指定した理由) 独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥協性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

望月 真克				経営の客観性の保持とコーポレート・ガバナンス充実のため選任しております。 (独立役員に指定した理由) 独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥協性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。
小川 英寿				司法書士及び行政書士としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただけると判断し、選任しております。 (独立役員に指定した理由) 独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥協性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、経理・財務等管理関連部門が監査体制の確保に努め、外部会計監査人と連携し、監査日程の取決めを行い、外部会計監査人が適切な監査を行えるよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

業績に対する貢献を期待し、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び一部の従業員に対して無償ストック・オプションを導入しており、業績連動型報酬制度については、長期的かつ安定的な企業価値向上の観点から、現時点においては導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績と取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員の利益を連動させることにより、企業価値向上への貢献意欲と士気を一層高め、当社業績の向上を図ることを目的として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び一部の従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の総額を有価証券報告書にて開示しております。なお、2016年1月21日開催の臨時株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額については年額120,000千円、監査等委員の報酬限度額については年額40,000千円と定めております。各取締役の報酬については、取締役会決議に基づき、代表取締役が個別の報酬額を決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年2月25日開催の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、以下の通り決議いたしました。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とする。また、個々取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成することとする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された賞与額を、毎年一定の時期に支給有無も含め決定する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストック・オプションとする。各事業年度の連結営業利益および役割貢献度、付与時の株価水準を基準に算出して一定数を付与するものとする(付与しない期もある)。なお、付与対象者において、不正や善管注意義務に抵触するような行為が認められた際には、ストック・オプションの全部または一部の行使制限をすることがある。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の報酬構成割合および役位ごとの報酬額については、その客観性と妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況も踏まえた上で取締役会で決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

[社外取締役のサポート体制]

管理部門からは、スケジュール管理・業績・財務に関する資料の提供を、内部監査室からは内部統制の報告等を行っており、これらに対し、社外取締役からは助言や提案・適合性に関する発言を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会

取締役会は、代表取締役社長 中川博貴を議長とし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)伊藤大介、佐藤元紀、鈴木伸、岩野裕一と、監査等委員である取締役 山口健治、望月真克、小川英寿の計8名で構成されております。うち、岩野裕一、望月真克、小川英寿は社外取締役であります。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、会社法第362条に規定する専決事項及び重要な業務執行を決定するために、原則として月1回開催しております。なお、重要案件が生じた場合には、随時臨時取締役会を開催しております。

経営会議

経営会議は、代表取締役社長 中川博貴を議長とし、常勤取締役 伊藤大介並びに、営業部長 板東秀則で構成されております。経営会議は、経営の迅速化・競争力維持を図るために、原則として週1回開催しております。

監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役の山口健治、望月真克、小川英寿の3名で構成され、うち、望月真克、小川英寿の2名は独立性の高い社外取締役となっております。監査等委員会は、原則として月1回開催しており、経営の基本方針並びに法令で定められた事項や経営に関する重要事項について監査を行うこととしております。

内部監査室

内部監査室は、代表取締役直下の監査組織として、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化・迅速化及び資産の保全に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査室は、内部統制担当 小玉祐子1名からなり、適宜監査等委員会との連携を図っております。

会計監査人

当社は、2020年1月よりUHY東京監査法人を会計監査人に選任しております。会計監査人は、必要に応じて、監査等委員会及び内部監査室と情報交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社という経営形態を採用しており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の経営体制であります。社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針について明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえ、独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しており、社外取締役につきましては、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することを期待しております。監査等委員会につきましては、より独立した立場から実効的な監査を実現するため、社外取締役2名を含む3名で構成しております。社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である社外取締役それぞれが、経営の最高意思決定機関である取締役会に出席することによって、経営の監視機能を十分に果たしていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	早期開催を目指し、集中日よりも前に株主総会を開催することとしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権行使を受け付けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、代表取締役によるインターネット上での事業方針説明会・決算説明会等を定期的に実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報 (https://www.kushim.co.jp/ir) に決算短信・決算説明会資料等のIR資料を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	小規模のため兼任となりますが、IR担当部門を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	法令遵守・リスク管理の対策を講じ、適正な会計処理・定期的な内部監査の実施・積極的な開示を行い、経営の透明性を高めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

<1> 取締役・使用人の職務執行の法令・定款への適合を確保する体制

- イ. 当社は、当社の企業活動が社会への貢献を維持継続させていくために、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。
- ロ. 取締役並びに使用人に法令・定款の遵守を徹底するために、社長直轄のもとコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに学習機会を定期的に設けて周知徹底を行っております。
- ハ. 当社は定期的な内部監査により業務状況を把握し、業務の実態が法令、定款及び社内諸規程に則して適正かつ合理的に行われているかを監査し、資産の保全に資することを目的として改善活動に努めております。
- ニ. 当社は、コンプライアンス体制の維持・確立を目的として、コンプライアンスに関する違反行為の疑義に気がついた時には通報相談を受付ける通報相談窓口を設けております。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行っておりません。
- ホ. 当社は、内部統制システムを適切に整備し、定期的かつ必要に応じた見直しにより改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。

<2> 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存を行います。文書の保管については文書管理規程、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録については取締役会規程、というように各規程に基づき、定められた期間保存します。また、必要に応じて取締役がいつでも閲覧・謄写可能な状態にて管理しております。

<3> 損失の危険の管理規程その他の体制

当社は、当社の事業展開上様々な危険に対して対処すべく、社長を委員長とした、「リスクマネジメント委員会」を設け、リスク管理規程に基づき、各部門長が参加し、定期的に対応策の見直しを行います。

また、「リスクマネジメント委員会」により、リスク管理に関する体制・方針及び施策等を総合的に検討し、取締役会に答申を行っております。

<4> 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は8名の取締役で構成され、取締役会付議・取締役会規則に則り会社の業務執行を決定しております。
- ロ. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項や重要顧客案件の報告・相談を行い業務執行状況の把握・監督を行います。また、取締役及び各部門長による経営会議を毎週1回開催し、執行計画の進捗管理等の推進を行っており、年に1回、全社員を招聘した報告会を開き、業績目標に対する進捗を共有しております。

<5> 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 親会社等と当社及び子会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理防止のため、適宜情報交換を行うことにより、当社の独立性を十分に確保する体制を構築しております。

ロ. 子会社の取締役を当社取締役が兼任することによって、子会社の業務の遂行状況を適宜把握し、取締役会への報告体制を確保しております。また、当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行っております。

<6> 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人の任命を行っております。

<7> 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関し、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとしております。また、監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。

<8> 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

- イ. 監査等委員は、取締役会及び四半期毎に実施する営業戦略会議に出席し、重要な報告を受けております。
- ロ. 監査等委員は、稟議案件の査閲や月次の財務データ等の閲覧により、業務執行状況を把握しております。
- ハ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに監査等委員に報告しております。

<9> その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員監査の環境整備に必要な措置をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶いたします。反社会的勢力による不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢で取り組み、これらの被害の予防に必要な措置を講じております。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を実現するため、社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取り組みを行っております。
- 2) 相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとしております。
- 3) 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役、取締役等の経営陣以下、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上刑事上の法的対抗手段を講じることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の株主構成上、現時点では、買収に関する防衛策は特に行っておりませんが、今後の資本施策の計画において検討していく予定です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



